

## 4. 整備に向けた課題の整理

これまでの記載内容等を踏まえ整備課題を分析するとともに、計画立案を見据え、分析によって抽出された課題を一元的に整理する。

### (1) 課題の分析

本史跡の整備に関わる課題については、保存活用計画の中でも整理している。

本計画では、より具体的な課題の整理に向けて、保存活用計画の中で整理した整備に係わる課題を踏まえつつ、改めて市民意向や計画対象範囲の現状からも課題を分析する。

#### 1) 保存活用計画の中で整理した整備に係わる課題の分析

保存活用計画に記載された整備に関わる課題は、以下の通りである。すなわち、保存のための整備が不十分であり、活用のための整備も進んでいないことなどを記載している。

表 3-4-1 整備に関わる課題（※史跡筑後国府跡保存活用計画から抜粋）

整備事業の推進に関しては、地区ごとに公有化事業の進捗状況が異なっている。また、面積が広く、財政面からも各地区の整備を一括して行うことが難しい状況である。

保存のための整備が不十分であり、遺構を守るに足る十分な保護層が確保できていない土地が多い。また、本史跡に関する情報を伝える標識や、説明板・案内板が規模や内容に比して著しく少ない。

活用のための整備については、道路や水路によって遺構が分断されるため、有機的な関連性が希薄になっている。また、早期整備を望む地域の声に対応できていない。本史跡へのアクセスも悪い。

本史跡の周辺については、住宅や教育施設も立地しているが、照明等を設置できていないため夜間は非常に暗い。また、未整備の状態が長く続き、雑草の繁茂や害虫の発生など周囲の住環境を阻害する恐れがある。

#### 2) 市民意向を踏まえた課題の分析

保存活用計画を策定する際に実施した合川校区在住の住民を対象とした住民説明会（令和元年度）や令和4年度に開催した意見交換会、出前講座の際の意見聴取においては、本史跡が地域住民の憩いの場、市民が訪れる場（学校教育、生涯学習等）となること、そして緑豊かで住民が自由に使える広場等を望む声が多かった。住民からは、活用のための早期整備が望まれている。

#### 3) 計画対象範囲の現状を踏まえた課題の分析

本計画の策定にあたって、現地踏査を行った。保存活用計画を策定した令和2年（2020）3月以降、史跡指定地の公有化が進展している。このほか、現地の大きな変化としては、都市計画道路の供用開始があげられる。道路沿いには商店の立地等も進展している。しかしながら、整備に関しては、保存のための整備も活用のための整備も進展していない。

## (2) 課題の整理

前頁の(1)課題の分析を踏まえつつ、以下、課題を整理する。

課題の整理にあたっては、計画立案に向けて、保存活用計画の整備の方法で示した保存のための整備、活用のための整備、筑後国府跡と周辺に所在する歴史遺産等を一体的に活用する整備の視点から行い、主な整備対象範囲である前身官衙地区、I期政庁地区、II期政庁地区、国司館地区ごとに整理する。

### 1) 保存のための整備

本史跡は、そのほとんどが農地としての開墾、住宅地開発に伴う地形造成を受けている。遺跡のき損や滅失が生じないように適切に保存する遺構保存と地形造成が求められる。

#### ①遺構保存と地形造成

発掘調査により発見された遺構は、その多くが地表面から浅い箇所位置している。遺構保存を確実なものとするためには、地形造成による保護盛土の確保が不可欠である。

主な整備対象範囲の遺構保存と地形造成に関する課題として、以下があげられる。

表 3-4-2 遺構保存と地形造成に関わる課題

地区等	課題の概要
共通	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遺構が地面から浅い箇所があり、き損、滅失する恐れがある。</li> <li>・遺構までの深さが分からない箇所がある。</li> </ul>
前身官衙地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成24年度に環境整備を実施し盛土および芝張りを行ったが、接道との関係で東側の保護盛土が不十分である。</li> </ul>
I期政庁地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北地区は切通し状の道路に面しており、法面の崩落により遺構がき損、滅失する恐れがある。</li> <li>・公有化が済んでいない部分がある。</li> <li>・雨水排水への配慮が必要である。</li> <li>・北地区の地盤面は市道よりも高い。</li> <li>・南地区の地盤面は市道よりも低い。</li> </ul>
II期政庁地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遺構保存の観点から撤去が困難な宅地の基礎や浄化槽が数多く残っている。</li> <li>・公有化が済んでいない部分がある。</li> <li>・共有地(阿弥陀堂)、墓地、所有者不明土地がある。</li> <li>・雨水等が滞留する低地(従来の畑地)がある。</li> <li>・農地整備や宅地造成に伴い段差が生じており往時の地形が分かりづらい。</li> <li>・雨水排水への配慮が必要である。</li> </ul>
国司館地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遺構保存の観点から撤去が困難な宅地の基礎や浄化槽が数多く残っている。</li> <li>・公有化が済んでいない部分がある。</li> <li>・農地整備や宅地造成に伴い段差が生じており往時の地形が分かりづらい。</li> <li>・雨水排水への配慮が必要である。</li> </ul>

## ②遺構把握のための調査

発掘調査が不十分で、一部遺構の状況が把握できていない箇所がある。保存、活用に関わらず、整備の際には遺構把握のための調査が必要である。

主な整備対象範囲の遺構把握のための調査に関する課題として、以下があげられる。

表 3-4-3 遺構把握のための調査に関わる課題

地区等	課題の概要
共通	・発掘調査が不十分で、一部遺構の状況が把握できていない箇所がある。

## 2) 活用のための整備

本史跡は、活用のための本格的な整備が行われていない。

住民からは、地域住民の憩いの場や市民が訪れる場として整備が多く望まれている。一方、草が高くなると子どもが隠れて危険なため、配慮してほしいといった意見や、長期的・段階的であれば、それまでの活用整備もきちんとしてほしいといった意見もある。

本史跡を地域住民の憩いの場や学校・社会教育、観光など、市民が訪れる場として活用できるように、遺構の表現、修景整備、動線の整備、案内・解説施設の整備、管理施設および便益施設等の整備が求められる。

### ①遺構の表現

本史跡は、本格的な整備が行われていないため、現地に来て遺構の位置や存在が分からない状態である。また、住民からは、建物の復元等を検討してほしいといった意見があがっている。

主な整備対象範囲の遺構の表現に関する課題として、以下があげられる。

表 3-4-4 遺構の表現に関わる課題

地区等	課題の概要
共通	・現地に来て遺構の位置や存在が分からない。
Ⅱ期政庁地区	・地区内の道路が遺構の上に存在し、Ⅱ期政庁地区を南北に分断している。
国司館地区	・地区内の道路が遺構の上に存在し、国司館地区を分断している。

## ②修景整備

本史跡の指定地内には、宅地開発に伴う擁壁等が数多く残されている。また、指定地は住宅地に囲まれ、電柱・電線が張り巡らされ、史跡としての景観が阻害されている。また、住民からは、緑あふれる、自然あふれる場所であってほしいといった意見があがっている。

主な整備対象範囲の修景整備に関する課題として、以下があげられる。

表 3-4-5 修景整備に関わる課題

地区等	課題の概要
共通	・隣接する民有地との景観的な調和が図られていない。
前身官衙地区	・ブロック塀、コンクリート擁壁が景観を阻害している。
I 期政庁地区	・高良川方面からの眺望景観が一部阻害されている。
II 期政庁地区	・ブロック塀、コンクリート擁壁が景観を阻害している。 ・指定地内の共有地（阿弥陀堂）や未公有地に植栽が残っている。 ・地区内に墓地がある。 ・地区内に電柱が存在している。
国司館地区	・ブロック塀、コンクリート擁壁が景観を阻害している。 ・高良山、水縄断層方面への眺望景観が一部の電柱や電線等で阻害されている。

## ③動線の整備

本史跡は、本格的な環境整備が行われていないこともあり、来訪者が安全に回遊できる動線が確保できていない。また、指定地は幅員の狭い道路や里道で分断されている。加えて、指定地周辺にはコミュニティセンター・小学校・幼稚園・保育園があり、令和5年（2023）4月に供用開始した都市計画道路の影響もあり、史跡周辺の交通量が多い。住民からは、歴史公園としての整備を期待しているといった意見があがっているものの、本史跡への来訪がない方も多い。

主な整備対象範囲の動線の整備に関する課題として、以下があげられる。

表 3-4-6 動線の整備に関わる課題

地区等	課題の概要
共通	・来訪者の回遊動線が確保されていない。
前身官衙地区	・東側1か所の入口が分かりにくい。
I 期政庁地区	・指定地が北地区と南地区の2か所に分散している。 ・北地区は前面道路から1m程度地盤が高く、入りにくい。
II 期政庁地区	・指定地が道路・里道で分断されている。
国司館地区	・指定地が道路・里道で分断されている。
その他	・指定地周辺にはコミュニティセンター・小学校・幼稚園・保育園があり、都市計画道路供用開始とも相まって周囲の交通量が非常に多い。

#### ④案内・解説施設の整備

本史跡では、全体的に案内板、解説板の整備が不十分である。供用開始した都市計画道路沿いに本史跡の存在を示す名称板もないため、存在自体が伝わらない現状である。

他方、共有地（阿弥陀堂）の周囲には政庁に葺かれていた古瓦の破片や政庁建物の礎石と伝わる石が祀られ、また、枝光の地名の由来となった樹木があるが、そうした物語も分かりづらい。住民からは、地元の歴史を知ることが大事といった意見があがっている。

主な整備対象範囲の案内板、解説板の整備に関する課題として、以下があげられる。

表 3-4-7 案内・解説施設の整備に関わる課題

地区等	課題の概要
共通	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 来訪者の案内板、遺構の解説板の設置が十分でない。</li> <li>・ 都市計画道路沿いに、国府跡の存在を示す名称板や解説板がない。</li> <li>・ 共有地（阿弥陀堂）周囲に散布する政庁建物の古瓦や礎石のことや、枝光の地名の由来になったと伝わる樹木に係る物語が分かりづらい。</li> <li>・ 自家用車のほか、JR 久大本線や路線バス等の公共交通機関、自転車による来訪が想定されるが、適切な位置に誘導サインがない。</li> </ul>

#### ⑤管理施設および便益施設等の整備

本史跡では、管理施設および便益施設等はまだ整備されておらず、見学者を受け入れる環境が整っていないのが現状である。住民からは、地元の祭りの開催会場として活用してほしい、住民が自由に使える広場等を整備してほしい、駐車場を広く整備してほしいといった意見があがっている。一方、資料館については、建設を望む意見もあれば、ハコモノ建設は好ましくない、ガイダンス施設とコミュニティセンターを同じ建物とし、地元住民と市民もいろんな方が集える建物として欲しいといった意見もあがっている。

主な整備対象範囲の管理施設および便益施設等に関する課題として、以下があげられる。

表 3-4-8 管理施設および便益施設等の整備に関わる課題

地区等	課題の概要
共通	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定地の維持管理の負担軽減に資する管理施設（倉庫等）がない。</li> <li>・ 広い指定地において、休憩や避難できる場所がない。</li> </ul>
Ⅱ期政庁地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域が管理主体となっている共有地（阿弥陀堂）に四阿があるが、老朽化している。</li> </ul>
国司館地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国司館地区は指定面積が広いものの街灯がなく夜間が暗い。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公開・活用の起点となる拠点施設や広場等が不足している。</li> <li>・ 指定地に隣接する都市計画道路用地の残地（文化財保護課所管）が有効活用できていない。</li> </ul>

### 3) 筑後国府跡と周辺に所在する歴史遺産等を一体的に活用する整備

本史跡とその周辺には、多くの歴史遺産等が存在している。しかし、それぞれが散在しているため、その存在や互いの関係性が分かりづらくなっている。

本史跡とこれら歴史遺産等を一体的に活用していくため、案内・解説施設の整備やアクセスの確保が求められる。

#### ①案内・解説施設の整備

計画対象範囲には、官道跡（推定）、Ⅲ期政庁跡、在国司居屋敷跡、Ⅳ期政庁跡のほか、ケイネン堀、東限大溝、湧水点、高良川、八竜神社、味水御井神社等の歴史遺産等が点在している。

本史跡とこれら歴史遺産等を一体的に活用していく案内・解説施設の整備に関する課題として、以下があげられる。

表 3-4-9 案内・解説施設の整備に関わる課題

地区等	課題の概要
共通	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前身官衙地区、Ⅰ期政庁地区、Ⅱ期政庁地区、国司館地区が市街地の中に分散して存在するとともに、前身官衙地区とⅠ期政庁地区、Ⅱ期政庁地区と国司館地区が、都市計画道路（新設、幅員 17 m）で分断されていることから、全体像や相互の関係性が分かりづらくなっている。</li> <li>・官道跡（推定）、Ⅲ期政庁跡、在国司居屋敷跡では現地に行っても遺構の位置や存在が分からない。</li> <li>・Ⅳ期政庁跡は学校用地であり、見学機会が限定される。</li> <li>・ケイネン堀、東限大溝、湧水点、高良川、八竜神社、味水御井神社等、周辺の関連文化財群との関係が分かりづらい。</li> </ul>

#### ②動線の確保

上津土塁跡、高良山神籠石、山川前田遺跡、へボノ木遺跡、筑後国分寺跡など、本史跡の周辺にも所在しているが、分散しているため、その存在や互いの関係性が分かりづらい。

本史跡とこれら歴史遺産等を一体的に活用していくため、以下の課題があげられる。

表 3-4-10 アクセスの確保に係わる課題

地区等	課題の概要
共通	<ul style="list-style-type: none"> <li>・史跡の周辺に所在する歴史遺産等との関連性が分かりづらい（高良山神籠石、御井府中、国分寺、上津土塁、水縄断層など）。</li> <li>・周辺の歴史遺産等をつなぐアクセスが確保されていない。</li> </ul>



表 3-4-10 整備に向けた課題のまとめ

		前身官衙地区	I 期政庁地区		II 期政庁地区		国司館地区	
計画対象地内に所在する主な遺構の概要		・筑紫平野を防御するための施設と考えられ、白村江の戦い後の緊迫した社会情勢を物語る遺構	・筑後国府の成立を示す遺構		・律令体制の成立→充実→衰退の過程を辿ることができる遺構		・7世紀から12世紀後半に及ぶ遺構が確認。9世紀中頃から後半における国司館が営まれていたことを示す遺構	
		7世紀中頃から7世紀後半 ・四面廂建物（前身官衙期中心施設）	7世紀末から8世紀初頭 ・正殿、前殿、脇殿、倉庫 ・築地、築地側溝、柵列	8世紀前半 ・正殿、脇殿、倉庫 ・築地、築地側溝	8世紀後半 ・正殿、前殿、西脇殿、東脇殿、中門（推定） ・その他掘立柱建物 ・築地、築地側溝、砂利固メ層、道路および道路側溝	9世紀前半 ・正殿、前殿、西脇殿、東脇殿、中門（推定） ・その他掘立柱建物 ・築地、築地側溝、砂利固メ層、道路および道路側溝	7世紀末から10世紀中頃、5期に区分 ・政庁付属官衙跡、国司館、墓地群等 ・築地跡 ・推定官道	
保存のための整備	遺構保存と地形造成	・遺構が地面から浅い箇所があり、き損、滅失する恐れがある。 ・遺構までの深さが分からない箇所がある。		・平成24年度に環境整備を実施。盛土および芝張りを行ったが、接道との関係で東側の保護盛土が不十分である。	・北地区は切通し状の道路に面しており、法面の崩落により遺構がき損、滅失する恐れがある。 ・民有地およびその家屋がある。 ・雨水排水の処理に対する配慮が必要。 ・北地区は市道よりも高い。 ・南地区は市道よりも低い。	・遺構保存の観点から撤去が困難な宅地の基礎や浄化槽が数多く残っている。 ・民有地およびその家屋がある。 ・共有地（阿弥陀堂）、墓地、所有者不明土地がある。 ・雨水等が滞留する低地（従来の畑地）がある。 ・農地整備や宅地造成に伴い段差が生じており往時の地形が分かりづらい。 ・雨水排水の処理に対する配慮が必要。	・遺構保存の観点から撤去が困難な宅地の基礎や浄化槽が数多く残っている。 ・民有地およびその家屋（簡易倉庫）がある。 ・農地整備や宅地造成に伴い段差が生じており往時の地形が分かりづらい。 ・雨水排水の処理に対する配慮が必要。	
	遺構把握のための調査	・発掘調査が不十分で、一部遺構の状況が把握できていない箇所がある。						
活用のための整備	遺構の表現	・現地に来て地下に保存されている遺構の位置や存在が分からない。		-		・地区内の道路が遺構の上に存在し、II期政庁地区を南北に分断している。	・地区内の道路が遺構の上に存在し、国司館地区を分断している。	
	修景整備	・隣接する民有地との景観的な調和が図れていない。		・ブロック塀、コンクリート擁壁が景観を阻害している。		・高良川方面からの眺望景観が一部阻害されている。	・ブロック塀、コンクリート擁壁が景観を阻害している。 ・指定地内の共有地（阿弥陀堂）や未公有地に植栽が残っている。 ・地区内に墓地や電柱がある。	・ブロック塀、コンクリート擁壁が景観を阻害している。 ・高良山、水縄断層方面の眺望景観が一部の電柱や電線等で阻害されている。
		・来訪者の回遊動線が確保されていない。 ・指定地周辺にはコミュニティセンター・小学校・幼稚園・保育園があり、都市計画道路開通とも相まって交通量が非常に多い。（運転手・歩行者の視認性、安全性の確保）		・東側1か所の入口が分かりにくい。		・指定地が北地区と南地区の2か所に分かれている。 ・北地区は前面道路から1m程度地盤が高く、入りにくい。	・指定地が幅員の狭い道路・里道で分断されている。	・指定地が道路・里道で分断されている。
	案内・解説施設の整備	・歩行者の案内板、遺構の解説板の設置が不十分。 ・都市計画道路沿いに、国府跡の存在を示す名称板や解説板がない。 ・共有地（阿弥陀堂）の周囲には政庁に葺かれていた古瓦の破片や政庁建物の礎石と伝わる石が祀られているが、そうした物語が分かりづらい。 ・自家用車のほか、JR久大本線や路線バス等の公共交通機関、自転車による来訪が想定されるが、適切な位置に誘導サインがない。						
	管理施設および便益施設等の整備	・指定地の維持管理の負担軽減に資する管理施設（倉庫等）が無い。 ・広い指定地において、猛暑日やゲリラ豪雨時等に休憩や避難できる場所がない。		-		・地域が管理主体となっている共有地（阿弥陀堂）の場所に四阿があるが、老朽化している。	・国司館地区は指定面積が広いものの街灯がなく夜間が暗い。	
		・公開・活用の起点となる拠点施設や広場等が不足している。 ・指定地に隣接する都市計画道路用地の残地（文化財保護課所管）が有効活用できていない。						
	体系的に活用する整備	案内・解説施設の整備	・前身官衙地区、I期政庁地区、II期政庁地区、国司館地区が市街地の中に分散して存在するとともに、前身官衙地区とI期政庁地区、II期政庁地区と国司館地区が、都市計画道路（新設、幅員17m）で分断されていることから、全体像や相互の関係性が分かりづらくなっている。 ・官道跡（推定）、III期政庁跡、在国司居屋敷跡では現地に行っても遺構の位置や存在が分からない。 ・IV期政庁跡は学校用地であり、見学機会が限定される。 ・ケイネン堀、東限大溝、湧水点、高良川、八竜神社、味水御井神社等、周辺の関連文化財群との関係が分かりづらい。					
動線の確保		・周辺に所在する歴史遺産へのアクセスや関連性が分かりづらい。（高良山神籠石、御井府中、国分二寺、上津土塁、水縄断層など）						

